

■ 宅地建物取引士死亡等届出書について

宅地建物取引士の登録を受けている者が次の事由に該当した場合、届出者は30日以内に宅地建物取引士死亡等届を提出しなければなりません。

該 当 事 由	届出者	提 出 書 類
死 亡 し た 場 合	相 続 人	1. 宅地建物取引士死亡等届出書 2. 戸籍謄本 * 死亡事実及び届出人が相続人であることがわかるもの 3. 宅地建物取引士証 * 有効な宅建士証の交付を受けている場合
破産者になった場合	本 人	1. 宅地建物取引士死亡等届出書 2. 裁判所の破産手続開始の決定書の写し 3. 宅地建物取引士証 * 有効な宅建士証の交付を受けている場合
所定の刑に処せられた場合*1	本 人	1. 宅地建物取引士死亡等届出書 2. 裁判所の判決書等の写し 3. 宅地建物取引士証 * 有効な宅建士証の交付を受けている場合
提出先：〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 県庁22階 県土整備部住宅政策課宅建業係 TEL 027-226-3525		

* 1 : 禁固以上の刑または所定の罰金刑に処され、刑が確定した場合

◆ 所定の罰金刑

1. 宅地建物取引業法の規定に違反したことによる罰金刑
2. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことによる罰金刑
3. 刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪を犯したことによる罰金刑
4. 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことによる罰金刑